

内閣総理大臣

野田 佳彦様

「放射能汚染防止法」を制定する札幌市民の会
 〒060-0052 札幌市中央区南2条東1丁目
 TEL 011-200-2206 FAX 011-200-2207
 連絡先 佐藤 典子 (市民ネットワーク北海道)

<構成団体> 生活クラブ生活協同組合 理事長 船橋奈穂美
 NPO 法人北海道ワーカーズ・コレクティブ連絡協議会
 代表理事 嶋 明美
 市民ネットワーク北海道 共同代表 伊藤 牧子
 佐藤 典子
 堀 弘子
 環境市民連絡会・札幌 代表 中島 和子
 子どもの未来を守る市民の会 代表 石川佐和子
 原発公害に取り組む札幌市民の会代表 山本 行雄

環境基本法「改正」に併せて、 「公害犯罪処罰法」の放射性物質の適用等を求める緊急申し入れ

福島原発事故から1年が経とうとしています。2月20日、政府が原子炉の冷温停止状態を宣言してから初めて、深刻な事故現場が報道関係者に公開されました。未だに高濃度の放射性物質を拡散し続け、生命・身体や環境に甚大な放射能被害を与える原発事故は極めて重大な人権侵害です。放射性物質は最悪の公害物質に他なりません。子どもたちを放射能の被曝から守るため、私たちは「汚染なき脱原発」をめざし、法の空白である「放射能汚染防止法（仮称）」の制定運動に取り組んでいるところです。

現在、政府は環境基本法を「改正」し、放射性物質を適用対象とする法案を国会に提出しています。

旧公害対策基本法以来、放射性物質は環境・公害関連法から適用除外され、特別扱いがなされてきました。この特別扱いを止め、環境基本法と、これに関連する大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染防止法その他の環境・公害関連法の適用をするのは当然のことです。

一方、現行の環境関連法の中で、今後の放射能汚染防止のために重要な役割を担う法律として、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律（略称「公害犯罪処罰法」）があります。この法律は1970年に「公害国会」において成立した法律で、水俣病を始め公害の被害を受けた多くの人々が差別と偏見に抗して生み出した法律です。その第3条において「①業務上必要な注意を怠り、工場又は事業場における事業活動に伴って人の健康を害する物質（身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質を含む。）を排出し、公衆の生命又は身体に危険を生じさせた者は、2年以下の懲役若しくは禁固又は200万円以下の罰金に処する。」「②前項の罪を犯し、よって人を死傷させた者は、5年以下の懲役若しくは禁錮又は300万円以下の罰金に処する。」と規定しています。人々の生命と健康を最優先に守るべき国においては、環境基本法及びその関連法の整備に先立ち、「公害犯罪処罰法」の放射性物質に対する適用について、下記内容の改正を、直ちに実現することを強く求めます。

記

1. 人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律の「人の健康を害する物質」に放射性物質が含まれることを明記すること。
2. 同法の「工場又は事業場における事業活動に伴って人の健康を害する物質（身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質を含む。以下同じ）を排出し、」を「工場又は事業場から排出し、」に改めること。
3. 原子力関連施設の危険性に関する情報を無視ないし軽視して放射性物質を排出させた者に懲罰を科する規定を設けること。